

市民の化学物質の理解力向上のために

中地 重晴

政府は、放射能汚染の除染作業・中間貯蔵を実施している環境省において、環境省組織令の一部を改正する政令を本年6月27日閣議決定し、7月14日に施行しました。政令の改正内容は、従来の廃棄物担当と放射能汚染対策の部門を統一して、新たに環境再生・資源循環局を設置すること及び総合環境政策統括官の設置です。また、福島地方環境事務所が格上げされました。詳細については環境省から説明していただければと思います。

2012年6月環境基本法が改正されて、放射性物質の除外規定が外され、放射性物質も一般の化学物質と同じように管理するようになって、5年が経過しています。5年間の経過をふりかえる時期に来ていると思います。

福島第一原発事故により10万人以上の方が強制避難させられ、放射能で汚染された土地や家屋の除染作業が進行する中で、警戒区域内でも避難指示解除が進んでいます。除染された土壌等は中間貯蔵施設で30年保管後、福島県外で最終処分するという工程が進められています。

その中で、放射性物質も一般の化学物質と同様に管理されているのか、市民がそのことを理解しているのか、不明なことが多いです。化学物質と環境に関する政策対話の中で、市民の科学的リテラシー（理解力）の向上が課題になっています。現時点において、放射性物質をどのように一般の化学物質と同様に管理しているのか、共通認識を持つ必要があると考えますので、以下の点について、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

- ① 放射性物質を一般の化学物質と同様に管理するというのであれば、放射性物質の環境基準や排出基準を大気汚染防止法や水質汚濁防止法などで、きちんと設定するというのでよいのか。なお、今のところ、放射性物質に関する環境基準は定められていません。
- ② 放射性物質の環境基準を定める際に、放射性物質は発がん性があり、10万人に一人という生涯発がん確率を適応するというのでよいのか。他の基準があつてよいのか。
- ③ 一般人に適応されている年間1ミリシーベルトという被ばく基準を順守すべきであると思いますが、避難指示解除地域の現状はこれを超えているようですが、放射能汚染があることで規制を緩和する必要があるのか。そのことを市民に説明すべきだと思いますが、どのようにリスクコミュニケーションをとればよいのか。化学物質管理の経験をいかすべきではないのか。

- ④ 化管法、P R T R制度では、現時点でも除外規定が外されていませんが、環境基本法のもとにある法律で、除外規定を残したままにしておいてよいのか。法律の整合性をどのように市民に説明するのか。

以上、日常の中で疑問に思っていることについて、皆様のご意見を伺えればありがたいです。